

1992年 E C 域内市場統合を巡る動きについて

〔要　　旨〕

1. E C諸国では、このところ92年末を目標期限としたE C域内市場統合(92年統合)に向けての具体的な措置が急速に進展している。92年統合は、E C域内に現存している各種の非関税障壁を除去することにより、E C発足当初の理念であった経済統合を促進し、競争条件の整備と規模の経済の実現を通じて、E C経済を活性化させることを目的としている。こうした気運が盛上がりを示している背景としては、第2次石油ショック以降におけるE C経済の停滞を開拓する必要が強まっていたことが指摘できよう。
2. 92年統合に向けての具体的な行動計画は、「域内市場統合白書」に示されているが、それによれば「人・財・資本・サービス」の移動の自由化のために極めて広範な分野における自由化および基準の統一が提案されており、資本移動の自由化や金融制度の統合からなる金融市場の統合も重要な課題として検討されている。
3. 統合の実体経済面への影響をみると、規模の利益を追求するかたちすでに企業の合併・吸収等が増加しているほか、直接投資の活発化を反映して設備投資も盛上がりを示すなど、統合の効果の一部は早くも顕現化している。こうした動きは92年にかけて一段と拍車されていく可能性が高く、いずれ統合が実現すれば、米国に匹敵する巨大な統一市場が誕生することになろう。
4. 一方金融面への影響をみると、銀行業務の拡大と競争の激化が不可避とみられるほか、金融市場の中心地についても市場間の競争が高まる可能性が高い。また最近における各国金融市場の相互依存関係の高まりを勘案すると、E Cの金融統合により自由かつ効率的な金融市場が育成されれば、域外諸国の金融システムも影響を受ける可能性が高く、また金融市場の一体化も一段と促進されよう。
5. 92年統合を通じてE C経済が活性化すれば、それは単にE C経済だけを発展させるにとどまらず、世界経済全体の安定的拡大にも寄与することが期待される。ただし、こうした統合による効果を実現するためには域外諸国との自由な競争を通じる効率化の追求が不可欠の前提である。仮にE Cが保護主義的対応を強めブロック化する場合には、単に域外国が参入コストの低減、貿易の拡大といった利益を享受できなくなるだけでなく、E C経済の活性化も不十分なものにとどまる可能性が高い。E Cが保護主義への道を避けることがとりわけ重要である所以であり、わが国としても市場の開放を一段と推進することにより、経済ブロック化への道を回避する姿勢を具体的に明示していくことが要請されている。

〔目 次〕

- | | |
|--------------------|------------------|
| はじめてに | (2) 金融面への影響 |
| 1. 92年統合の概要と進展状況 | 3. 域外諸国への影響とその対応 |
| (1) 統合の目的とその背景 | (1) 域外諸国への影響 |
| (2) 統合の具体的な内容と進展状況 | (2) 域外諸国の対応 |
| (3) 金融統合 | 4. 今後の課題 |
| 2. 92年統合の影響 | むすびにかえて |
| (1) 実体経済面への影響 | |

はじめてに

欧洲では、このところ1992年末を目標期限としたEC(European Community、「欧洲共同体」)域内市場統合(以下では「92年統合」と略述)に向けての気運が高まっており、とくに88年に入ってからは、そのための具体的な措置が急速に進展している。ECの経済統合が実現されれば、欧洲の経済基盤が大幅に強化されるだけでなく、世界経済に対しても大きな影響を与えることとなろう。こうした状況下、92年統合に関する議論がEC諸国のみならず域外諸国においても盛上がりしており、また統合の動きに対する各国の対応も活発化している。そこで、以下では、92年統合の内容を概観するとともにその影響、域外の対応、今後の課題等について検討することとする。

1. 92年統合の概要と進展状況

(1) 統合の目的とその背景

92年統合は、EC^(注1)域内に現存している各種の非関税障壁を92年末までに全廃し、域内での「人・財・資本・サービス」の移動を自由化することによってECの経済効率の向上を図ることを目的としている。こうした92年統合に関する基本的なスケジュールは、EC委員会の作成した「域内市場統合白書(White Paper from the Commission to the European Council—Completing the Internal Market)」(85年6月提案、85年12月欧州理事会承認)の中で示された。同白書は統合にかかる各種措置の目標期限を「92年末」と明文化し、EC加盟国がスケジュール具体化のため国内法の改正を含む調整を実施するよう求めている。

こうした統合に向けての動きは、一時各国の国内事情から進捗が遅れがちであったが、ECの基本法であるローマ条約(Treaty of Rome)を修正する「单一歐州

議定書(Single European Act)」の発効(87年7月)を契機として、にわかに活発化している。すなわち、88年入り後はまず、数年来の懸案であったEC財政・農業問題が、各国のGDP比率に応じた新たな財源の確保と農業支出の抑制というかたちで2月に決着し、統合に向けての重要な一步が踏み出されたあと、域内資本移動の完全自由化に関する指令についての合意(6月)、トラック輸送業の完全自由化に関する指令についての合意(同)等が相次いで打出されるなど、具体的な措置が急速に進展している(図表1)。

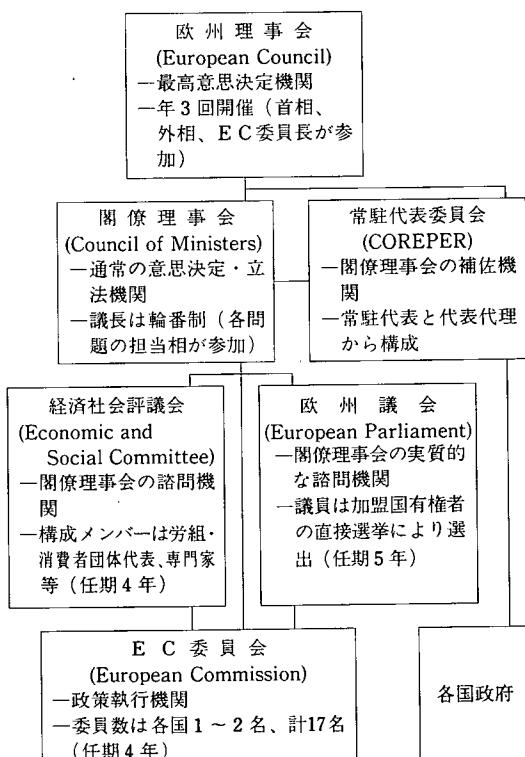
このような統合に向けての急速な進展の背景には、①単一欧洲議定書において個別国の主権を制限する一方、EC権限を拡大することにより、意思決定手続きの迅速化が図られたこと^(注2)や、②統合推進派の西ドイツ政府が88年上期の閣僚理事会議長国であったという事情もあるが、③より基本的には、いわゆる「European Problem」と称されるEC経済の長期停滞を打開するためには、個別国の対応やこれまで進めてきた関税同盟の強化といった方策では限界があり、結局は協調による各種構造調整政策を進める以外に道はないとの認識が高まってきたことが背景となっているよううかがわれる。

すなわち、ECと日米経済の長期的な動向を比較してみると(図表2)、①第2

(注1) ECは、52年に6か国(ベルギー、フランス、西ドイツ、イタリア、ルクセンブルク、オランダ)で欧洲石炭鉄鋼共同体(ECSC)として発足した後、73年には英國、アイルランド、デンマークが、81年にはギリシャ、86年にはスペイン、ポルトガルがそれぞれ加盟した結果、現在12か国で構成されている。

ECの主要政策決定・執行機関は右図のとおりである。

(注2) これまで閣僚理事会(ECの意思決定機関)の採決方式は、原則として全会一致制が採られてきたが、今後は加盟国の人口・経済力等に応じて配分された票決権数をもって採決する特定多数決制を基本とすることとなった。これにより意思決定の迅速化が図られている。



次石油ショック(78年12月)以降、ECの経済成長率は大幅にスローダウンし、日本はもとより米国の成長率も下回っている、②一方、失業率は急速に上昇し、日米の水準を大幅に上回っている、③消費者物価の上昇率についても第1次石油ショック(73年10月)以降よりはやや鈍化しているものの、日米に比べ相対的に高めとなっている、点が特色である。

要すれば、EC経済は第2次石油ショック以降、日米経済に比し、相対的に低成長、高失業、高物価となっており、こうした長期にわたる経済面での停滞を打

(図表1)

戦後の欧州統合の流れと最近の動き

1951年	欧州石炭鉄鋼共同体(ECSC)設立条約(パリ条約)調印
52	ECSC発足
57	欧州経済共同体(EEC)、欧州原子力共同体(EURATOM)設立条約(ローマ条約)調印
58	EEC、EURATOM発足
67	欧州共同体(EC)発足(ECSC、EEC、EURATOMの執行機関の統合)
68	関税同盟完成
73	拡大EC発足(英国、アイルランド、デンマーク加盟)
79	欧州通貨制度(EMS)発足
81	ギリシャ加盟
85	「域内市場統合白書」採択
86	スペイン、ポルトガル加盟
87	「単一歐州議定書」発効
88/2月	財政改革(各国拠出枠の拡大、農業支出の抑制等)について合意 域内市場統合に関する第三次進展状況報告
3	域内資本移動の完全自由化について合意
6	トラック輸送業の完全自由化について合意
タ	共産圏経済相互援助協議会(COMECON)との間に公式関係樹立
タ	欧州通貨統合に関する専門委員会設置
10	一部公共事業の開放について合意
タ	対域外政策に関する基本方針を発表
11	域内市場統合の中間総括報告
92/12月	域内市場統合の目標期限

(図表2)

日米欧の主要経済指標

	実質GDP (前年比・%)						失業率(%)			消費者物価 (前年比・%)			経常収支 (GDP比・%)		
	EC	米国	日本	EC	米国	日本	EC	米国	日本	EC	米国	日本	EC	米国	日本
1960~67年平均	4.6	4.5	10.4	5.8	7.3	n.a.	2.2	5.0	1.3	3.6	2.0	5.7	0.2	0.7	0.0
68~73 タ	4.9	3.2	8.4	7.3	5.9	11.9	2.7	4.6	1.2	6.0	5.0	7.0	0.6	0.2	1.3
74~79 タ	2.4	2.4	3.6	1.9	4.4	1.8	4.8	6.7	1.9	11.3	8.5	10.0	△0.1	0.3	0.3
80~86 タ	1.6	2.4	3.8	1.6	3.9	7.9	9.6	7.8	2.5	8.3	6.1	3.1	0.0	△1.3	1.8

(資料) OECD 「Historical Statistics 1960~1986」

開する必要が強まっていたことが指摘できよう。しかるに具体的な対応策となると、各国の苦しい財政事情や関係業界の利害調整面の難航等から個別国の対応ではおのずから限界があったため、結局はEC発足当初の統合理念に立ち返り、今一度結束して域内障壁の撤廃を進めが必要であるとの気運が強まっている。

(2) 統合の具体的な内容と進展状況

92年統合に向けての具体的な行動計画は、前述の「域内市場統合白書」に示されているが、これによれば、「人・財・資本・サービス」の移動の自由化のために除去すべき域内障壁は、①物理的障壁、②技術的障壁、③財政的障壁、の3分野285項目(88年9月現在)にわたっている。白書では、こうした障壁を除去するために極めて広範な分野における自由化および基準の統一を提案している。自由化および基準の統一により自由で統合された市場における競争の促進と規模の経済を実現し、EC経済の活性化、対外競争力の強化を図ることが92年統合の狙いであるが、その具体的な内容は次のとおりである(図表3)。

① 物理的障壁の除去(100項目)

域内各国間の国境通過の際のネックとなっている障壁・規制の緩和・撤廃を目的としている。白書では、こうした物理的障壁の除去として、貨物の国境通過手続きの簡素化(通関書類の共通化等)、輸入数量規制の撤廃、といった物品移動の管理に関する重要な提案を行っているほか、人間の移動についても検疫・入国手続きの簡素化(パスポート・コントロールの原則撤廃)等を提案している。

② 技術的障壁の除去(161項目)

「人・財・資本・サービス」の自由な移動の障害となっている製品規格やサービス業の資格認定基準、政府調達市場への参入資格等各国ごとに区々に定められている法的基準の統一化を目指すものである。対象となる項目は極めて多岐にわたっており、例えば会社法の統一なども提案されている。今回の統合計画の最も重要な部分であり、後述する資本移動の自由化、金融制度の統合もこの分野に含まれている。

③ 財政的障壁の除去(24項目)

間接税の税率や課税対象が各国間で異なる状況のまま、財・サービス・資本の移動を自由化すれば、かえって攪乱的な動きが生じる惧れもあるため、付加価値税(VAT)、物品税の統一が提案されている。

(図表3)

92年統合の具体的内容

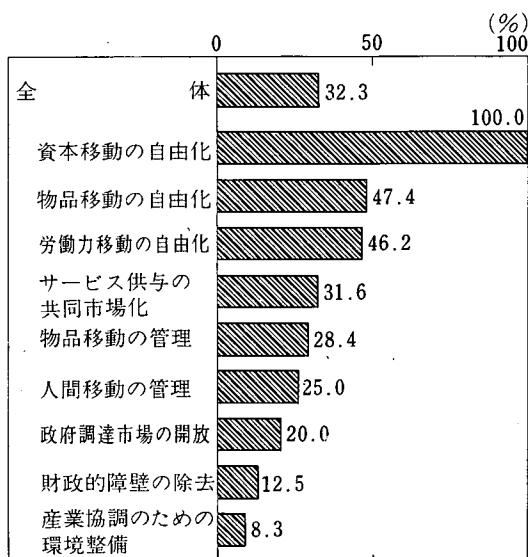
E C 統合の具体的な内容		85年までの主な進捗状況	残された課題(92年統合の具体的な内容)	
項	ローマ条約第3条		物理的障壁	財政的障壁
1	構成国間の貨物の輸入および輸出に関する関税および数量制限ならびにこれらと同等の効果を有する他のすべての措置の撤廃	68年 関税同盟完成	域内輸送の自由化 輸入数量制限撤廃 動植物検疫の簡素化 統計フォームの統一化	
2	第三国に対する共通関税および共通通商政策の設定	同 上	人間移動の管理(パスポート・コントロールの緩和等)	
3	構成国間の人、サービスおよび資本の自由移動に対する障害の除去	60、62年 資本移動自由化に関する第1、2次指令 68年 労働力の移動原則自由化 76~81年 医師、弁護士等の活動自由化	物品移動の自由化(製品規格の統一化等) 政府調達市場の開放 労働力移動の自由化 サービス(金融、運輸等)供与の共同市場化 資本移動の自由化 産業協調のための環境整備(会社法の統一化等)	
4	農業の分野における共通政策の樹立	68年 農業共同市場発足		
5	運輸の分野における共通政策の樹立			
6	共同市場において競争がゆがめられないことを確保する制度の樹立	62年 E C 独占禁止法(ローマ条約85~94条ほか)制定	付加価値税(V A T)税率、対象品目の調和 その他の間接税税率、対象品目の調和	
7	構成国の経済政策を調整し、かつ、国際収支の不均衡を是正するための手段の実施	79年 欧州通貨制度(E M S)発足		
8	共同市場の運営に必要な限度における各国の国内法の接近			
9	労働者の雇用の機会を改善し、かつ、その生活水準の向上に貢献するための欧州社会基金の創設	60年 欧州社会基金(E S F)設立		
10	新たな財源の創設により共同体の経済的拡大を容易にするための欧州投資銀行の設立	58年 欧州投資銀行(E I B)設立		
11	貿易を拡大し、かつ、経済的および社会的発展を共同に推進することを目的とする海外の国および領域との連合	72年 対E F T A 自由貿易協定調印 75年 第1次ロメ協定		

*88年9月12日現在では285項目。

(注) 実線は、非関税障壁の撤廃による人・財・資本・サービス移動の完全自由化を、点線は、統一市場が機能できるような各国内法の調整を示す。

こうした具体的な課題の進捗状況(88年9月時点)を、「域内市場統合白書」の提言(285項目)のうち閣僚理事会で採択されたものの割合でみると(図表4)、資本移動の自由化については完全に合意されているものの、産業協調のための環境整備(会社法の統一化等)、財政的障壁の除去(V A T等間接税の税率・課税対象品

(図表4) 92年統合の進捗状況



(注) 「域内市場統合白書」の提言(88/9月時点で285項目)のうち、閣僚理事会で採択されたものの割合を日本銀行調査統計局で算出。

(資料) EC委員会「The Progress Report on the Implementation of the Commission's White Paper on Completing the Internal Market」

か、やや長期的にみると主要国が税率引上げの方向にある(図表5)。20%を上回っている国は、税収に対するVAT収入の依存度も全体の2割前後(85年)ととくに高いため財政赤字削減のための具体案を検討する必要があるほか、他の国でも多かれ少なかれ、VAT税率を20%以内に抑えるためには財政赤字が拡大しないことが条件になる。税率、税制の調和は、とくに一国の主権に直接かかわる問題であるため、財政政策のあり方に関する国民のコンセンサスが必要であり、今後税制面での統一を92年末までに完了させるためには、相当の難航が予想される。

(3) 金融統合

次に、こうした92年統合の内容のうち、その金融的な側面(いわゆる「金融統

(注3) 92年統合に関する個別案件の具体化は、原則として①個別の内容に関する具体的な政策案が、EC委員会で作成、討議された後、「指令案」として閣僚理事会に提出され、②同理事会の採択を経た時点で、各個別国に対する拘束力を持つ「指令」として成立する。もっとも当該指令を各個別国で具体化するにあたり立法措置等目的を達成するための方法は各加盟国にゆだねられている。

なお、88年12月末時点では、上記白書における提言が279項目に整理されるとともに、閣僚理事会での採択数も115項目へと増加している(このほか115項目が採択待ち)が、その内訳が不明なため、本文中では9月現在の進捗状況について敷衍した。

目の統一)についてはいまだ1割前後の低水準のため、全体としては3割強(92項目)にとどまっているのが実情である(注3)。

このうち、最も難航が予想されている財政的障壁の除去について、その内容をみてみよう。財政面の障壁除去として具体的に検討されているのはVAT等間接税の税率・課税対象品目の統一であり、EC委員会のVAT税率統一案では、92年末までに同税率を「14~20%」(標準税率)の間に収めることとなっている。

しかしながら現実には、すでにデンマーク、アイルランドのVAT税率が20%を上回っているほ

(図表5)

欧州主要6か国のVAT税率

	西ドイツ	フランス	英 国	イタリア	デンマーク	アイルラ ンド	(%)
1977年	11	17.6	8	14	15	20	
87	14	18.6	15	18	22	25	

(注) 標準税率ベース。

(資料) EC委員会「European Economy」等

合)についてみてみよう。金融統合の概念については、資本取引や金融制度問題をはじめ統一通貨・中央銀行構想^(注4)等多岐にわたる側面が含まれることから、これまでのところ必ずしも統一的な見解があるわけではないが、前述の域内市場統合白書においては、92年の金融統合の中心を、①資本移動の自由化と、②金融制度の統合の二つからなる金融市場の統合に置いている。このうち資本移動の自由化については、86年、88年にそれぞれ資本移動に関する第3次、第4次自由化指令が採択された結果、同白書で予定していた資本移動の自由化については、一応の完了をみた(図表6)。一方金融制度の統合に関しては、88年に第2次銀行指令案が閣僚理事会に提出され、目下同理事会において討議されている。

資本移動の自由化と金融制度の統合についてやや仔細にみると次のとおりである。

(資本移動の自由化)

資本移動については、60年に第1次自由化指令が、また62年に第2次指令が採

(注4) 92年金融統合に関連した問題として、欧州統一通貨・中央銀行構想が最近注目を浴びている。同構想についての議論は、88年1月に、フランスのバラデュール財相がEMSの強化および通貨協力基金(FECOM)の権限拡大により、欧州統一通貨圏の構築と欧州中央銀行の設立構想を仏金融・経済評議会において提案したことがその発端となり、同年2月には西ドイツのゲンシャー外相が欧州統一通貨圏創設のための諸条件について提案を行った。同提案は、欧州統一通貨圏の創設を検討する専門委員会の設置のほかに、欧州中央銀行は、①各政府・EC委員会からの独立、②各政府なしECの財政ファイナンスの禁止、③基本任務としての通貨価値の安定、の三つの条件を具備すべきことや、欧州中央銀行を創設する準備過程で、将来の欧州統一通貨に関する決定を行うべきことなどを主な内容としている。また、この間、西ドイツのシュミット前首相とフランスのジスカールデスタン前大統領によって創設された、欧州通貨統合に関する私的委員会は、欧州中央銀行創設までのスケジュールと欧州中央銀行の基本的要件について提言するなど、このところ欧州中央銀行・統一通貨構想に関する議論が活発化する方向にある。

しかし、欧州中央銀行の設立や欧州統一通貨の発行は、92年統合のアクション・プログラムの中には明示的に含まれておらず、またEC加盟国のスタンスも、各国区々であり、現時点においてはいまだ不透明な要素が強い。例えば、ペール・ブンデス

(図表6)

金融面での主な統合の動き

	為替の統合	資本移動の自由化	金融制度の統合	
			銀行業	証券業
1960 年 代		60/5月 第1次指令 (資本移動の自由化を自由化の度合いにより分類) 62/12月 第2次指令 (第1次指令の修正)		
70 年 代	71/1月 EMU(経済通貨同盟)発足 72/4月 対ドル・対欧州通貨変動幅の±2.25%での固定(トンネルの中の蛇) 73/3月 対ドル共同フロート制発足 73/4月 FECOM(欧州通貨協力基金)設立 79/3月 EMS(欧州通貨制度)発足		73/6月 支店設置・サービス提供に関する規制撤廃指令 77/12月 第1次銀行指令 (金融機関の開設および業務遂行に関する監督当局の協調)	79/3月 証券の上場資格の統一に関する指令
80 年 代	87/12月 介入資金調達のための信用供与システムの拡充	86/11月 第3次指令 (経常取引にかかる長期信用供与と非上場証券の取引自由化) 88/6月 第4次指令 (金融取引にかかる信用供与および短期資本移動の自由化等)	83/6月 金融機関の連結ベースでの監督についての指令 86/12月 年次報告書、連結ベース決算書の統一化指令 86/12月 消費者信用についての指令 88/1月 第2次銀行指令(案) (単一銀行免許制度とユニバーサル・バンキング・システムの導入) 88/4月 銀行の自己資本比率に関する指令(案)	80/3月 証券上場の目論見書に関する指令 82/2月 上場企業の情報公開に関する指令 85/12月 投資信託業務に関する指令 87/6月 上場企業の情報公開に関する指令の修正 88/12月 投資サービス指令(案)

(注) 指令(案)の年月は、閣僚理事会ないしEC委員会の採択ベース。、

バンク総裁は、「欧州中央銀行の設立および欧州統一通貨の創設は、欧州経済統合の最後の総仕上げとして位置づけられるもの」との考えを示しているほか、英蘭銀行も「域内の金融市場統合、経済パフォーマンスの convergence を図ることが先決」との立場を表明している。

このため、ECとしても公的には「欧州通貨統合に関する専門委員会」の設置を88年6月に決定するにとどまっている。同委員会には、EC委員会のドロール委員長のほかEC加盟各国中央銀行総裁等が委員として任命されており、その検討結果は、89年6月の欧州理事会(欧州首脳会議)に先立って開催される欧州蔵相会議に提出される予定となっている。

択され、直接投資および上場証券投資等に関する部分的な自由化は進展していたが、85年の域内市場統合白書の提出を受けて86年11月に第3次指令が採択され、直接投資の完全自由化や経常取引にかかる長期資本移動の自由化等が実施された。さらに、88年6月には、資本移動の域内完全自由化を目指して、域内の外国為替管理規制の撤廃を主目的とした第4次自由化指令が採択され、原則として金融取引に関する信用供与および短資移動が自由化されることとなった。

こうした資本移動の自由化は、実体経済面での自由化措置と相まってEC経済の効率化に資することが期待されるが、その一方で巨額の資本移動が、為替相場に攪乱的影響を与える惧れもあるため、スペイン、ポルトガル、アイルランド、ギリシャの4か国は92年末まで自由化の実施が猶予されているほか、EC加盟各国とも緊急避難的な資本規制を一時的に発動できるセーフガード条項が盛込まれている。

(金融制度の統合)

金融制度の統合に関するECの具体的提案は、銀行、証券、保険等を中心に広範な業務分野に及んでいるが、その中心をなすのは銀行業務分野の統一であり、その基本的な方針は「第2次銀行指令案^(注5、6)」に盛込まれている。

第2次銀行指令案にみられる第1の特色は、母国当局による監督(home country control)を原則とするEC「単一銀行免許制」の導入である。これにより、EC諸国内のある1か国で取得した銀行免許は、他の域内諸国においても有効となり、域内銀行は他の域内国で自由に支店の開設が可能となる。また、監督面では、本店所在国以外の国(host country)にある支店は、流動性規制等一部を除き原則として当該国ではなく本店所在国(home country)の監督下に置かれることとなる^(注7)。

第2に、EC域内の銀行が域内において共通に行いうる業務範囲について、通

(注5) 銀行業務分野に関しては、このほか、自己資本の定義、会計基準、大口融資規制、自己資本比率規制等について指令(ないしは指令案)が出されているが、このうち第2次銀行指令案と並んで重要と思われる「自己資本比率規制に関する指令案」(88年4月)については、その内容がBISの自己資本比率規制にほぼ対応したものとなっている。

(注6) なお、証券業務分野については、88年12月、取引業者の相互進出と国境を越えたサービス提供を自由化するための初めての指令案(「証券分野における投資サービス指令案」)が出されているが、そこに流れている基本的な考え方は、以下で述べる第2次銀行指令案とほぼ同じである。

(注7) 流動性規制および証券業務マーケット・リスクの監督については、ECによる新たな規制等監督面での協調が行われるまでの暫定的措置として、営業拠点所在国の監督当局が第一義的監督責任を負う(host country control)こととされている。

常の商業銀行業務に加えて、顧客勘定による証券売買や株式の発行引受け等広範な証券業務を含むユニバーサル・バンкиング^(注8)の考え方が導入されたことも大きな特色である。

第3は、域外銀行が現地法人の設立や買収の形態でEC域内に進出する場合、被進出国のみならずECすべての国と当該域外との間で相互主義(reciprocity)が満たされているか否かをEC委員会が審査するという相互主義の原則が導入されたことである(審査の結果、相互主義の原則が充足されていないと判断された場合には、設立認可は保留される)。

第2次銀行指令案は、現在89年6月までに閣僚理事会の採択が予定されているが、その内容については、相互主義条項の適用や母国監督の原則等に関し、なお各国の意見の一致をみていない点^(注9)もあって、その具体化には難航も予想されている。

2. 92年統合の影響

(1) 実体経済面への影響

以上みてきたように、ECの市場統合が予定どおり92年末までに完了するかどうかは現時点では不透明ながら、統合に向けての動きは今後とも進展していくものとみられる。こうした統合の実体経済面への影響を考えてみると、①規模の利

(注8) 第2次銀行指令案では、銀行業務について次の13業務を規定している。

- | | |
|--|------------------------|
| 1. 預金の受入れおよびその他の借入れ | マネーマーケット商品(小切手、手形、CD等) |
| 2. 貸出(消費者信用、住宅金融、ファクタリング、貿易金融を含む) | 外国為替 |
| 3. リース | 金融先物およびオプション |
| 4. 送金 | 外為・金利関連商品(通貨・金利スワップ等) |
| 5. 支払手段(クレジットカード、トラベラーズチェック、銀行小切手)の発行・管理 | 証券 |
| 6. 保証 | 8. 株式発行引受けおよび関連業務 |
| 7. 次の商品についての自己勘定または顧客勘定によるトレーディング | 9. インターパンクの資金取引 |
| | 10. 投資顧問 |
| | 11. 証券保管 |
| | 12. 信用照会サービス |
| | 13. 保護預り業務 |

(注9) 例えば、英国政府は、市場開放の観点から相互主義条項の適用に強く反対しているほか、英蘭銀行では、母国監督の原則は基本的には是認するものの、「主要監督基準の統一化」を銀行関係分野での統合を進める際の前提条件とするよう提案している。このほか、ブンデス銀行は、第2次銀行指令案に含まれている「最低資本金」制度(同指令案では、銀行の最低資本金を5百万ECUに設定)の域内金融機関への適用に関し、これがそのまま適用されると西ドイツでは未達の銀行が多いこと也有って、既存金融機関への適用除外を要求している。

益を追求するかたちすでに企業の合併・吸収等が急速に増大している、②長らく不振を続けていた設備投資についてもこのところ回復傾向が顕著であり、これには92年統合をにらんだ直接投資の増加が一因となっている、③このため統合の効果の一部は早くも顕現化しており、こうした動きは92年にかけて一段と拍車されていく可能性が高い、ことなどが指摘できよう。

この間の事情をやや仔細にみると次のとおりである。

(企業合併・買収の増加)

92年統合は、各種障壁を除去し均質な市場を実現することによって規模の利益を増大させることを一つの大きな狙いとしているが、企業部門では、すでにこうした92年統合を先取りするかたちで合併・買収(M & A)を活発化させていることが最近の特色である。

企業合併・買収の件数をみると(図表7)、このところ大幅な増加傾向にあるが、88年入り後はこうした傾向が一段と拍車されているとみられる。また、ジョイント・ベンチャーの設立についても同様に増加傾向がうかがわれる(図表8)。この場合、合併・買収は、国内あるいは域内企業と実施しているのに対し、ジョイント・ベンチャーの設立は域外企業と共同で実現する傾向が強まっており、92年統合前に、研究開発、生産、販売面でのノウハウを域外企業より吸収しておこうとする姿勢が明確になってきている。このほか、CI(Corporate Identity)、合理化、戦略委員会の設置等、汎欧州戦略を策定する向きもみられるなど、企業規模による程度の違いはあっても、92年統合問題を契機に企業経営の効率化を進める動きが増加している。

(図表7)

域内企業による合併・買収(M & A)の相手先別件数

(件、%)

	計	構成比	自国企業	構成比	域内他国企業		構成比	域外企業	構成比
					企	業			
1982/6~83/5月	150	100	79	52.7	47	31.3	24	16.0	
83/6~84/5	209	100	138	66.0	37	17.7	34	16.3	
84/6~85/5	275	100	191	69.5	54	19.6	30	10.9	
85/6~86/5	357	100	233	65.3	72	20.2	52	14.6	
86/6~87/5	420	100	295	70.2	96	22.9	29	6.9	

(注) 調査対象は大手EC企業上位1,000社。

(資料) EC委員会「Report on Competition Policy」

(図表8)

域内企業によるジョイント・ベンチャーの相手先別件数

(件、%)

	計	構成比	自国企業	構成比	域内他国企業	構成比	域外企業	
							企業	構成比
1982/6~83/5月	46	100	23	50.0	8	17.4	15	32.6
83/6~84/5	69	100	32	46.4	11	15.9	26	37.7
84/6~85/5	82	100	40	48.8	15	18.3	27	32.9
85/6~86/5	81	100	34	42.0	20	24.7	27	33.3
86/6~87/5	90	100	29	32.2	16	17.8	45	50.0

(注) 調査対象は大手EC企業上位1,000社。

(資料) EC委員会「Report on Competition Policy」

(設備投資の盛上がり)

競争促進による効率化と経済体质の改善・強化が92年統合のもう一つの重要な狙いであるが、この点については、次第に設備投資が活発化してきていることが注目されるところである(図表9)。設備投資活発化の背景としては、もとより世界的な景気の拡大やそれに伴うEC経済の立直りといった循環的要因も大きいが、それとともに、域内諸国間および域外からの直接投資が増大し、こうした直接投資の増大が直接、間接に設備投資を誘発した点も無視できないところである。

いま、米国および日本からの対EC向け直接投資の推移をみると、86年以降増加が拍車されている傾向がみてとれる(図表10)。また、このような直接投資の受入先としては、EC内で比較的開発の遅れていたスペイン、ポルトガルが顕著である(図表11)。両国では、相対的に低賃金で豊富な労働力を供給できることから、このところEC諸国のみならず域外諸国からも欧洲における生産拠点確保のための直接投資が急増し、これが設備投資増加と経済躍進の大きな原動力となっ

(図表9)

日米欧の総固定資本形成の伸び率

(前年比・%)

	1974~84年 平均	85年	86年	87年	88年 (見込み)
EC12か国	△0.3	2.1	3.1	4.6	7.1
日本	2.7	5.8	5.8	10.3	14.6
アメリカ	2.9	5.3	0.0	2.0	6.6

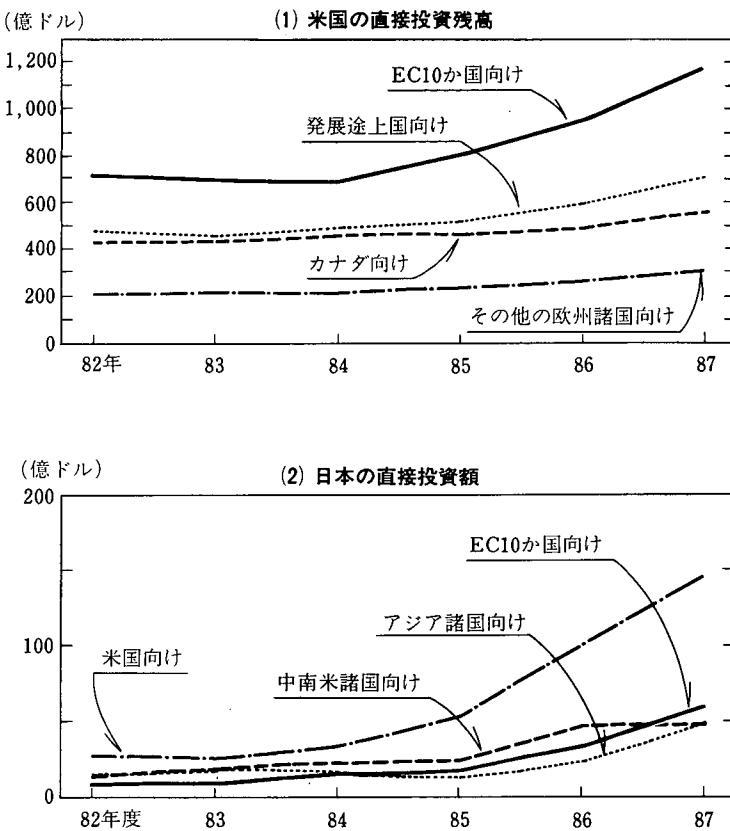
(注) 1. 総固定資本形成は政府総固定資本形成および民間設備投資、民間住宅投資の合計(ただし米国は民間ベースの総固定資本形成の計数)。

2. 日米両国の88年見込みは、1~9月の前年比。

(資料) EC委員会資料および各国統計

(図表10)

日米両国の地域別対外直接投資の推移



(注) EC10か国は、ベルギー、デンマーク、フランス、西ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、英国の合計。

(資料) 米国商務省「Survey of Current Business」
大蔵省「財政金融統計月報」

(図表11)

スペイン、ポルトガルに対する直接投資

()内は前年比・%、()内は直接投資額に占める他のEC諸国とのシェア・%

	1985年	86年	87年	88/1~6月
スペイン (10億ペセタ)	280.0 (+4.9) (47.0)	400.9 (+43.1) (64.5)	727.2 (+81.4) (49.1)	369.4 (+39.5) (55.4)
ポルトガル (10億エスクード)	42.3 (+53.2) (68.9)	24.4 (+42.2) (68.5)	61.6 (+2.5倍) (72.6)	53.4 (+2.0倍) (62.5)

(資料) 日本貿易振興会「通商弘報」

ている。

このような直接投資増加の背景としては、域内国の場合には92年統合の一環と

しての資本移動の自由化に伴い最も効率の良い国に向けて資本が移動しているという面があり、他方域外にあっては、92年統合をにらんで今のうちに生産拠点を確保しておこうとの思惑があるよううかがわれる。この意味で、いずれにしても92年統合が最近におけるE C 内での設備投資活発化の重要な要因になっていふとみられる。

(統合の全体的効果)

E C 経済の最近の高成長には、92年統合問題を契機としたこうした域内・外企業の投資活発化が少なからず寄与しているものとみられるが、今後統合に向け経済各面においてさらに具体的な対応を図る動きが出てくることを考えると、E C 統合の効果は、早めかつ大幅なものとなることも予想されよう。

いま、E C 12か国全体の経済規模を日米両国と比較してみると(図表12)、人口で米国をかなり上回り、名目G N P では日本のほぼ2倍、米国に匹敵する規模である。すでに経済面でのインフラストラクチャーの整備が十分に進んでいることも勘案すると、統合の効果が発揮されれば、潜在的な成長力を秘めた市場だけに、世界経済にも大きな影響を及ぼすことになろう。

統合が実現した場合、その期待される経済的効果を総合して、E C 委員会では、①各種障壁の除去に伴うコストの低減、②均質な市場の実現による規模の利益の享受、③競争促進による効率化と経済体质の改善・強化、④以上のようなコスト低減、効率化に伴う物価の安定ないし下落(実質購買力の増加)、⑤国際競争力の強化と雇用の改善、等をあげており、こうした統合の累積的効果として、マクロ的には、消費者物価が6.1%下落、G D P は4.5%上昇、また雇用は184万人

(図表12)

日米欧三極の経済規模

	人口 (1987年央・百万人)	面積 (85年・千ha)	名目G N P (87年・億ドル)
日本	122	37,771	23,853
米国	244	937,261	45,134
E C 12か国	324	225,420	42,351

(注) 1. E C 12か国：ベルギー、デンマーク、フランス、西ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン、英國の合計。

2. E C 12か国の名目G N P は、E C 委員会による名目G D P の推計値を I M F 「International Financial Statistics」の87年中年平均為替レートでドル換算したもの。

(資料) F A O 「Production Yearbook」等

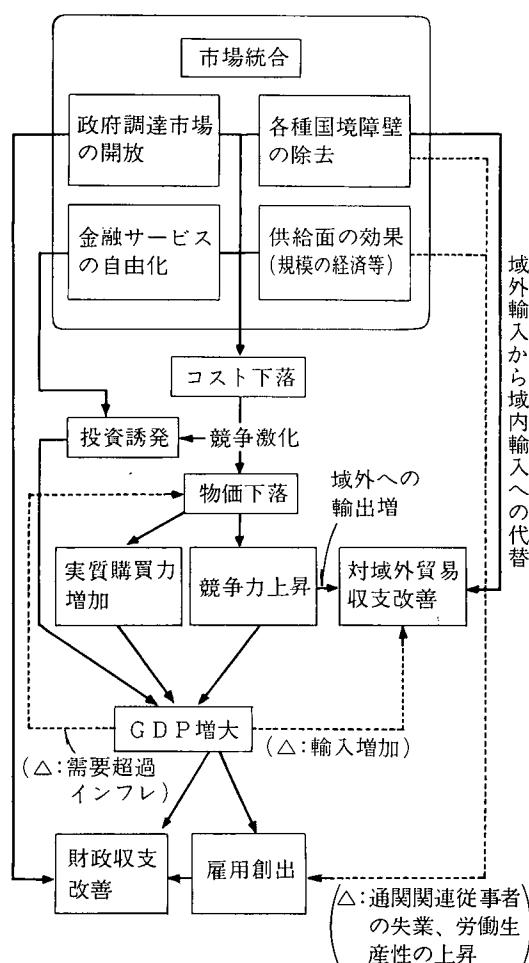
(図表13)

92年統合によるEC全体での経済効果

	単位	累計(6年後)			予測値のレンジ
		1年後	2年後	(6年後)	
GDP	%	+ 1.1	+ 2.3	+ 4.5	+ 3.2~+ 5.7
消費者物価	△	1.5	△ 2.4	△ 6.1	△ 4.5~△ 7.7
GDPデフレータ	△	1.6	△ 2.8	△ 6.3	△ 4.7~△ 8.0
雇用者数	千人	△ 525	△ 35	+1,840	+1,350~+2,300
財政収支	GDP比・%	+ 0.2	+ 0.7	+ 2.2	+ 1.5~+ 3.0
対外収支	△	+ 0.3	+ 0.4	+ 1.0	+ 0.7~+ 1.3

(注) EC12か国ベース。

(資料) EC委員会「European Economy」

(図表14)
想定されているEC経済活性化のメカニズム

(注) →はプラス効果、→はマイナス効果を示す。

(資料) EC委員会「European Economy」

増加するなど、極めて大きな効果が見込まれている(図表13、14)。

もとより、こうした経済効果は、統合に必要な300近い諸施策が各國の利害対立を乗り越えて完全に実施されること等多くの前提に依存しているため、EC委員会の試算どおりの効果が期待できるかどうかについては、疑問を呈する向きも少なくないが、これまでにみたとおりEC統合に向けての動きは、すでに経済各方面においてみられ始めており、それが現時点でEC経済の活性化に少なからず寄与していることからみても、92年統合の影響については今後一段と注目を要しよう。

(2) 金融面への影響

次に、前述した金融統合の影響について考えると、①銀行業務の拡大と競争の激化が不可避とみられる、②金融・資本市場の中心地

についても市場間の競争が高まる可能性が高い、③域外諸国にとっては、相互主義の運用が大きな問題となる、ことが指摘できよう。以下この間の事情をやや仔細にみてみよう。

金融統合に伴う影響としてまず指摘されるのは、金融機関相互の間での競争激化である。すでにみたとおり、第2次銀行指令案では、銀行業務についてユニバーサル・バンキングが採用され、証券業務を含む広範な金融業務が認められる方向にあるため、こうした業務の自由化が金融機関相互間の競争を高める方向に作用するとみられる。またこれに加えて単一銀行免許制の導入により、支店設置（域外の銀行については、銀行現地法人の支店設置）も自由となることから、域内における銀行の業務活動の自由度が大幅に増すことになる。これに伴い金融機関相互の競争は一段と高まるものとみられるが、こうした事態に備え、域内各國では、すでに合併、提携、買収等による金融機関の集約化や基盤強化の動きがみられている。

第2は、各国金融・資本市場間の競争激化である。ECの国際金融・資本市場は、これまでロンドンが圧倒的な優位を誇り、パリ、フランクフルト等他の市場は自由化の遅れもあって市場としては小規模なものにとどまっていた。しかしながら、今後は資本移動の自由化等により、金融取引がより自由で関連設備がより整備された金融・資本市場へ資本が集中する可能性が一段と強まると思われることや、EC主要国が、92年統合に伴う自由化に備える狙いもあって、自国の金融・資本市場の整備、活性化を図る動きが急速に活発化している。もとよりこれまで培われたロンドンの地位が直ちに低下するとは思われないが、今後はロンドン以外の市場の一段の活発化も展望できるように思われる。

こうしたECにおける金融統合の影響は、統合後の金融・資本市場の規模が巨大なものとなることを考えれば、EC域内にとどまらず当然域外諸国にも及んでいく。最近における金融の自由化、国際化の進展を勘案すると、金融取引はより自由で効率的な市場へ移っていくと考えられるため、ECによって採用される市場構造ならびに規制等が自由かつ効率的である場合には、域外諸国の金融システムに対しても大きな影響を与える可能性が高い。こうした自由かつ効率的な市場・システムへの移行は、金融のグローバル化をさらに促進する要因となろう。

この場合域外諸国にとって、ECの相互主義の原則が大きな問題となってくる可能性が高い。現時点では、第2次銀行指令案で言及されている相互主義について明確な定義はなされていないが、ECの対外政策に関する基本方針(88年10月

公表)によれば、①相互主義の遡及的適用の可能性は排除されていること、②厳格な意味での相互主義(EC と同一の法制化を要求することないし EC 市場内で行いうる活動を第三国市場で行えること)の採用は考えていないこと、が明らかとなっている。しかしながら、 EC 諸国の中には、域内金融機関による域外市場への自由なアクセスを確保する手段として相互主義を活用しようとの考えも根強い。対外政策において厳格な相互主義を適用することについては、諸外国の反発を招き世界的な金融の自由化・国際化の流れに逆行する結果をもたらす惧れがあるほか、本来自由競争により実現しうるはずの利益の一部を失うことになるなど、多大のコストを支払わなければならない。このため、相互主義の原則については、こうした点をも踏まえたうえでのより慎重な対応が要請されよう。

3. 域外諸国への影響とその対応

(1) 域外諸国への影響

92年統合に向けて、すでに域外企業も具体的な対応を図る動きが活発化していることについては、これまでに述べたところであるが、ここでは、92年統合の域外諸国に与える影響を整理してみよう。

まず、域外諸国に対して EC が開放的な対応をする場合には、①域外による域内市場への参入コストが大幅に軽減される、② EC 企業の国際競争力増大に伴い EC から域外国向け輸出が増大するとともに、 EC 経済の活性化に伴う所得効果を通じて、 EC の対域外国輸入も増大する筋合いにあるため、輸出入相まって対 EC 貿易が増大する、といった効果が期待できよう。もっともこの点は、 EC の対域外政策のあり方に依存しており、③仮に EC による保護主義的対応が強まる場合には、単に域外国が参入コストの低減、貿易の拡大といった利益を享受できなくなるだけでなく、 EC 経済の活性化も不十分なものにとどまる可能性が高い、ことが指摘できよう。この間の事情をやや仔細に述べると次のとおりである。

(参入コストの低減)

EC が域外諸国に対して開放的な対応をとる場合、 EC 統合は、域外諸国に対しても少なからぬメリットをもたらすことが期待されているが、その一つは、市場統合に伴う域内市場への参入コスト低減である。これまで域外国は、 EC 向け輸出、あるいは現地生産を行おうとする場合には、域内各国ごとに異なる国内法によって規定される基準認証、規格制度に適合する必要があったが、統合により

統一的な基準認証制度、あるいは工業規格等が確立される場合には、市場参入のためのコストが大幅に軽減されることになる。この点は金融統合についても当てはまるのであり、例えばすでにみたような単一銀行免許制度の導入により支店設置が自由となれば、これまでのような各個別国からの支店設置認可取得の必要がなくなるため、業務活動開始に伴うコストが大幅に圧縮される筋合いにある。

(貿易の拡大)

92年統合を通じて EC 経済が活性化する場合には、国際的にみて比較優位をもつ産業へ資源配分がシフトするうえ、品質、納期といった非価格競争力も向上することが期待されるため、全体として EC の国際競争力が向上しよう。このため、第 1 次的には域外への輸出増という効果がもたらされるが、域内産業の効率化や輸出の増加を通じる所得効果および比較劣位にある産業の縮小からいざれ対域外輸入も増大することとなる。もとより域内における輸入代替産業の成長も見込まれるため、所得の増加がすべて輸入に振向けられるわけではないが、多かれ少なかれ輸入の増加が誘発されることは間違いない。したがって、輸出入相まって対域外貿易が活発化する筋合いにある。

(EC の対域外政策)

以上みたような効果が現実にどの程度顕現化してくるかは、EC が統合に伴うメリットをどの程度域外国に対しても開放する用意があるのかという EC の対外通商政策に大きく依存している。この点について EC では、昨年10月、対外政策に関する基本方針(Europe 1992 : Europe World Partner)を公表した。これによれば、EC は「欧洲の要塞化」(Fortress Europe)を目指すのではなく、「世界のパートナー」となるとの考え方の下、①92年統合は保護主義を意味するのではなく、統合の利益は域外国にも与えられる、②EC は、GATT、OECD 等の多国間・相互協定を尊重し、「互恵相互主義」(balance of mutual benefits and reciprocity)の原則に合致した多国間システムの強化を目指す、との基本原則を打ち出している。

もっともその反面、①GATT 等の多国間協定の存在しない分野においては、利益の相互バランスが保証される範囲内でのみ域外諸国の利益の享受を認めることとし、すでにみたような金融業務だけでなく、政府調達、通信等の分野も、相互主義適用の可能性があること、および②現在域内諸国が域外諸国との間で個別に実施している輸出入数量規制については、統合に伴い各国の輸入規制を EC 全体の共通輸入規制に置換える可能性があること、を示唆している。したがって、幾

つかの点で統合市場の開放に制限が加えられていることも事実であり、こうした対域外開放政策の運用如何では、統合後のEC市場がブロック化の傾向を強めることも考えられる。この場合には、対域外貿易の活発化が抑制されるだけでなく、競争を通じた効率化にもおのずから限界が生じてくるため、EC経済の活性化そのものが不十分なものに終わる可能性が高まることには注意を要しよう。

(2) 域外諸国の対応

域外諸国では92年統合を視野に置いて、すでに各種の対応を積み重ねてきてているが、この間の動きを地域別にみると、ECへの新規参入(オーストリア)、関係緊密化へ向けての協力推進(EFTA、COMECON)、EC向け直接投資の増大(日本、米国)といった傾向がうかがわれる。この間の状況をやや仔細にみると次のとおりである。

(EFTA)

EFTA(欧洲自由貿易連合)諸国^(注10)は、もともと地理的関係などからECに対する貿易依存度が高く(図表15)、経済関係も、すでにECとの間で段階的に工業製品にかかる関税および数量制限の撤廃を実現している(84年に完了)など極めて

(図表15)

各国の輸出入額に占める対EC取引のウエイト

(1987年中・%)

	EFTA	ソ連・東欧	米国	日本
輸出	55.3	30.2	24.2	16.6
輸入	61.4	27.5	20.0	11.8

(注) EFTA:スイス、オーストリア、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、アイスランドの計6か国平均。

ソ連・東欧:ソ連、ハンガリー、東ドイツ、チェコスロバキア、ブルガリア、ポーランド、ルーマニア、ユーゴスラビアの計8か国平均。

(資料) IMF「Direction of Trade Statistics Yearbook」

緊密である。このため、ECの92年統合に関しては重大な関心を寄せるとともに、ECとの関係を一段と緊密化する動きを強めている。すなわち、88年2月には、EC・EFTA閣僚会議を開催し、貿易以外の領域でも相互協力を推進し、拡大欧洲経済領域(European Economic Space)を樹立する旨の共同宣言を採択するとともに、6月には、そのための具体的な自由

(注10) EFTA(European Free Trade Association)は、1960年、ECに対抗して自由貿易地域を形成することを目的に、イギリス、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、スイス、オーストリア、ポルトガルの7か国で結成された。その後2か国が新規加盟し、3か国がEC加盟のために離脱して、現在の加盟国は、スウェーデン、ノルウェー、スイス、オーストリア、アイスランド、フィンランドの6か国である。

ECとの経済関係をみると、EFTA諸国は1972年にすでにECとの間で自由貿易協定を締結、これにより工業製品に関し両地域間で自由貿易地域を形成(84年に完了)するなど極めて緊密である。

化項目について共同で作業することで合意をみた。

また EFTA 加盟国の中では、オーストリアが政治的中立政策を維持できることを条件に、89年中にも EC 加盟を申請する予定にあり、こうした動きを通じて、ECとの経済関係の一段の緊密化が進展するものとみられる。

(東 欧)

COMECON(共産圏経済相互援助協議会)^(注11)は、長い間 EC を「NATO(北大西洋条約機構)の経済版」として無視してきたが、88年6月には、①両機構の公式関係の樹立、②共通関心分野での協力推進などを柱とした共同宣言が署名されるなど協力関係拡大の方向がうかがわれる。こうした協力関係の樹立には、最近における東西関係の緊張緩和も響いているが、同時に92年統合も一つの重要な契機となっているようにうかがわれる。

(米国、日本)

米国では、EC の輸入課徴金と輸出補助金を柱とした共通農業政策により、EC 向け農産物輸出の低迷を余儀なくされてきた経緯がある^(注12)だけに、92年統合にあたっても、それが「EC の要塞化」につながることを強く警戒している。このため、政府レベルで農産物を含むあらゆる商品の関税撤廃と非関税障壁の軽減、紛争処理機関の設置等を織込んだ米加自由貿易協定の締結(89年1月発効)あるいは日米自由貿易協定構想の提案などにより EC のブロック化の動きを牽制する一方、民間ベースでは、すでにみたとおり EC 向け直接投資が製造業を中心に増加している(前掲図表10および図表16)。

(図表16)

米国の EC 10か国向け直接投資の業種別ウエイト

(%)

	石 油	製造業	食 品	化 学	金 属	一 機 械	電 機	気 機	輸送用機械	卸 売	銀 行	その他の金融・保険・不動産	サ ー ビス	その他
1985年	19.6	51.5	5.3	9.4	2.3	13.9	4.2	4.7	4.7	7.5	5.6	11.7	2.2	1.9
86	18.2	50.9	5.4	10.0	2.1	14.7	2.6	5.2	5.2	8.2	5.4	13.5	2.4	1.4
87	16.1	52.7	5.3	10.5	1.6	14.8	3.1	6.5	6.5	8.5	4.5	14.3	2.3	1.6

(資料) 米国商務省「Survey of Current Business」

(注11) 加盟国はソ連、ポーランド、チェコスロバキア、ハンガリー、ブルガリア、ルーマニア、東ドイツ、モンゴル、キューバ、ベトナムの計10か国。ユーゴスラビアは準加盟国。

(注12) 昨年12月にカナダで開かれた関税貿易一般協定の新多角的貿易交渉(ウルグアイ・ラウンド)中間見直しの閣僚会議においても、米国は補助金の撤廃等を柱とする農業貿易の自由化を強く主張している。

またわが国でも欧州向け直接投資が増加しているが、こうした日米による欧州向け直接投資の増加は、貿易摩擦への対応や企業の国際化戦略の強まりといった要因に加え、92年統合を控えて、いまのうちに生産拠点を確保しておこうとの思惑が働いているものとみられる。

4. 今後の課題

92年統合が、所期の経済効果をあげるためには、各種の域内障壁の除去が各国間の利害対立を押して円滑に進むことが鍵をにぎっているが、さらに敷衍すれば、こうした地道な努力を踏まえて、とりわけ①設備投資の増大による生産性の向上が実現するか否か、②自由貿易体制の維持・強化が図られるか否か、がEC経済の活性化にとって不可欠の課題であろう。これをやや仔細にみると次のとおりである。

すでにみたように、EC経済は、第2次オイル・ショック以降長期にわたり経済の停滞をみていたが、この直接的な要因は、設備投資が不振を続けたことにある(前掲図表2)。こうした設備投資低迷の背景としては、下方硬直的な賃金や企業の租税・社会保障費負担率の高さが企業収益を圧迫したことに加え、対域外障壁の存在や政府の手厚い産業保護政策により、産業構造調整が順調に進展しなかったうえ、企業の競争・投資意欲がそがれたこともかなり影響しているものとみられる。ちなみに、政府補助金の対名目GDP比率を主要国間で比較してみると、日米両国に比べEC各国では長期にわたり高い状態が続いている(図表17)。補助金の多くは農林水産業、鉱業、鉄鋼業、造船業、運輸業、建設業等いわば在来型の業種に支給されているが(西ドイツの場合、これら業種向けの補助金総額に占める割合は54%<84年>)、こうした補助金に依存した体質は、産業構造調整の動きを先送りするばかりでなく、企業のコスト意識を後退させることによって、企業活力の減退をもたらすこととなったといえよう。

また最近におけるECの対域外貿易の動向をみると、輸出入ともその伸びが対域内貿易に比べて大きく鈍化しているため、対域外貿易のシェアはほぼ一貫して減少していることがみてとれる(図表18)。このことは、ECが域内の自給自足化を高めていることを示しているが、問題はこうした自給自足化が、必ずしもEC発足当初の理念の必然的な帰結としての域内産業の効率化によって自律的にもたらされたわけでなく、むしろ輸出競争力の後退に伴い対域外輸出が伸び悩む一方、対域外輸入については数量規制等対域外障壁の維持によって抑制された結果

(図表17)

一般政府補助金の名目GDP比率

	西ドイツ	フランス	英國	イタリア	米国	日本	(%)
1970年	1.7	2.0	1.7	1.5	0.5	1.1	
75	2.0	2.0	3.5	2.2	0.3	1.5	
80	2.1	1.9	2.5	2.3	0.4	1.5	
85	2.0	2.3	2.2	2.7	0.6	1.2	

(注) 補助金については、日米両国との比較を行う必要上、一般政府の経常勘定に限定。

(資料) OECD「National Accounts」

(図表18)

E C の 域 内 外 別 輸 出 入 額

(百万ドル、%)

	輸出	域内		域外		輸入	域内		域外	
		構成比		構成比			構成比		構成比	
1981年	612,434	309,729	50.6	302,705	49.4	645,115	306,959	47.6	338,156	52.4
82	589,966	304,328	51.6	285,638	48.4	615,267	301,045	48.9	314,222	51.1
83	575,142	299,656	52.1	275,486	47.9	591,532	296,686	50.2	294,846	49.8
84	584,152	301,769	51.7	282,383	48.3	599,209	297,830	49.7	301,379	50.3
85	649,639	353,169	54.4	296,470	45.6	664,035	349,642	52.7	314,393	47.3
86	796,475	451,348	56.7	345,127	43.3	781,455	445,350	57.0	336,105	43.0
87	958,123	560,455	58.5	397,668	41.5	954,795	552,871	57.9	401,924	42.1
81～87年 平均増加率	+ 7.7	+ 10.4		+ 4.7		+ 6.8	+ 10.3		+ 2.9	

(注) 85年以降12か国ベース、それ以前は10か国ベース。

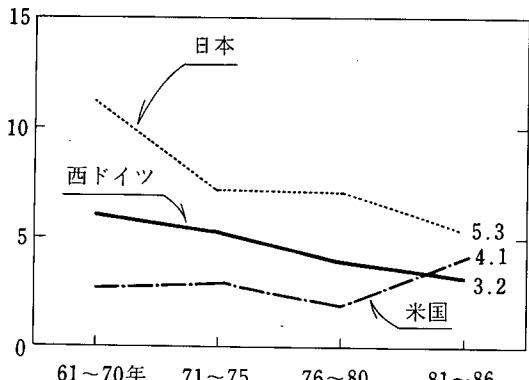
(資料) IMF「Direction of Trade Statistics Yearbook」

もたらされた点であろう。こうして域外との競争が制限されたため産業構造が固定化したりあるいは先端技術分野への進出が遅れたりしたうえ、物価の相対的な上昇に拍車がかけられるというかたちで、EC経済の停滞につながったものとみられる。

ちなみに日本、米国、西ドイツの最近における労働生産性の推移をみても(図表19)、80年代入り後、西ドイツの労働生産性の伸びが米国を下回るに至っている。EC内では最も競争力の高い西ドイツにさえ示されるような輸出競争力の相対的後退が対域外輸出の伸びを鈍化させた姿がうかがわれるといえよう。

こうした状況を勘案すると、ECにおいては92年統合を契機として、まず各種の産業保護政策を見直すことにより企業活動の自由化・活性化をもたらし、設備

(図表19)
労働生産性上昇率（製造業）
(年平均・%)



(資料) 米国労働省「Monthly Labor Review」

投資の増大を図ることが必要であろう。またこれと関連し自由貿易体制の維持・強化により競争を通じた効率化を追求することがEC経済活性化の基本的条件となる。

とりわけ自由貿易体制の維持・強化は重要な条件とみられるが、仮に保護貿易的措置をとる場合には、域内諸国にとって、非効率的な産業が保護されることによ

り、全体としての生産コストが上昇する一方、域外諸国にとっても規模の経済効果が及ばないことにより、生産性が低下することになる。これらの結果として、本来到達しうるレベルに比べ、①世界貿易の縮小、②生産の減少、③物価の上昇を同時に招くことになりかねない。

ちなみにこうした条件は、88年9月に英国のサッチャー首相が提示したEC統合に関する基本的考え方にも含まれている。すなわち、同首相はベルギーにおける講演において、今後EC統合を推進していくにあたり尊重すべき原則として、①加盟国の自発的、積極的協力による統合(強制された中央集権化の排除)、②問題解消にあたっての実践的アプローチの優先(理想論の排除)、③企業活動の活性化、域内自由化(企業に対する規制、介入の排除)、④域外諸国に対する保護主義の排除、等をあげている。

EC経済の真の活性化は、結局のところ、自由な競争を通じる効率の増大から発生する。その意味で、EC経済活性化のためにはEC経済のブロック化を避けることが不可欠の条件である。

むすびにかえて

以上にみてきたように、EC経済は域内市場統合に向けて歩を進めており、これが92年に完成するか否かはともかく、統合が実現すれば潜在的な成長力を秘めた巨大な市場が誕生することになる。これにより、EC経済は大きな経済効果を享受することが見込まれているが、一方で、その影響は域内にとどまらず世界経済全体に広く及ぶことが予想される。EC経済が活性化すれば、それは単にEC

経済だけを発展させるにとどまらず、直接投資の交流や、貿易の拡大を通じて、世界経済全体の安定的拡大に寄与することが期待される。

ただし、このためには自由な競争を通じる効率の追求が不可欠の前提であり、とりわけ保護貿易への道を避けることが極めて重要である。わが国としても市場の開放を一段と推進することにより、経済ブロック化への道を回避する姿勢を具体的に明示していくことが肝要である。